Sophia Holdings



2022 年8月 15 日

各位

会 社 名 株式会社ソフィアホールディングス 代表者名 代表取締役社長 飯塚秀毅 (コード番号 6942 東証スタンダード) 問い合わせ先 取締役兼経営企画室長中島由彦 (TEL:045-548-6205)

過年度の有価証券報告書等の訂正報告書の提出に関するお知らせ

当社は、本日付で過年度の有価証券報告書等の訂正報告書を関東財務局に提出いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 訂正の経緯および理由

当社は、2022年6月9日付の「当社連結子会社役員の逮捕について」及び2022年6月17日付「独立調査委員会の設置及び第47期定時株主総会の継続会の開催方針のお知らせ」において公表しましたとおり、2022年6月8日に当社連結子会社ソフィアデジタル株式会社(以下「SDI」といいます。)の役員2名が組織犯罪処罰法違反(組織的詐欺)の疑い(以下「本事件」といいます。)で逮捕されたことから、2022年6月17日に当社は外部有識者からなる独立調査委員会(以下「本委員会」といいます。)を設置して調査を進めておりました。

報道によれば、逮捕容疑は、かけ放題プランを利用した「機械呼」によるアクセスチャージを、キャリア、 SDI、代理店で分配していたとするものであり、仮にこのような「機械呼」が認定された場合には、当該取引に より得た利益の返還の要否が会計上の論点になると考えられました。

しかし、本日付「独立調査委員会の答申書受領のお知らせ」にて公表しておりますが、本委員会からの答申書において、SDIの着信課金サービス事業において、実際に架電があり通信接続の事実がキャリア及び代理店ともに否定されておらず、かつ既に対価を受領していることに加え、キャリアと SDI との法律関係においても対価の返還義務が特段認められないことから、当該事業に係る利益について過年度に遡って取り消す必要はないことが示されました。

一方で、通話記録のデータ分析の結果、長時間通話や多頻度通話、連続した発信番号からの通話といった異常ともいえる極端な傾向を持つデータが多く検出されており、「機械呼」と断定するまでには至っていないものの、正常な企業活動における稼得収益の範疇には含まれない可能性があるため、連結財務諸表にこのような取引に基づく利益が含まれている可能性が内包されていることに関して、説明責任を果たすべく、慎重に検討することが望ましいとの答申がなされました。また、この検討に当たっては、当該収益の表示区分について、引き続き売上高に含めることが妥当か否か、あるいは売上高に含めるとしても、このような可能性が内包されている点に関して追加情報の注記を行うか否かについて考慮する必要があるとされました。

当社はかかる答申書を踏まえ、SDIの着信課金サービス事業の利益を過年度に遡って取り消すことはせず、また、異常なデータが検出されたものの、「機械呼」と断定するまでには至っておらず、仮に取り消しを行うとしても具体的に取り消すべき売上高及び売上原価の金額が算定できないことから、過年度の連結損益計算書の数値の修正は行いませんが、当該連結損益計算書の売上高及び売上原価を構成するSDIの着

信課金サービスの売上高及び売上原価には、正常でない取引に基づくものが含まれている可能性がある旨を「追加情報」として注記を行い、過年度の有価証券報告書等の訂正報告書を本日、関東財務局に提出いたしました。

また、過年度の決算短信及び四半期決算短信につきましても、過年度有価証券報告書等と同様に、連結 財務諸表の数値の修正は行いませんが、「追加情報」として注記を行うことを後記「3. 過年度の決算短信及 び四半期決算短信への影響」にて開示いたします。

2. 提出した有価証券報告書および四半期報告書の訂正報告書

(1)有価証券報告書

第 43 期 (2018 年3月期) (自 2017 年4月1日 至 2018 年3月 31 日) 第 44 期 (2019 年3月期) (自 2018 年4月1日 至 2019 年3月 31 日) 第 45 期 (2020 年3月期) (自 2019 年4月1日 至 2020 年3月 31 日) 第 46 期 (2021 年3月期) (自 2020 年4月1日 至 2021 年3月 31 日)

(2)四半期報告書

第 45 期 (2020 年3月期) 第2四半期 (自 2019年7月1日 至 2019 年9月 30 日) 第 45 期 (2020 年3月期) 至 2019 年 12 月 31 日) 第3四半期 (自 2019年10月1日 第 46 期 (2021 年3月期) 第1四半期 (自 2020年4月1日 至 2020 年6月 30 日) 第 46 期 (2021 年3月期) 第2四半期 (自 2020年7月1日 至 2020 年9月 30 日) 第 46 期 (2021 年3月期) 第3四半期 (自 2020年10月1日 至 2020 年 12 月 31 日) 至 2021 年6月 30 日) 第 47 期 (2022 年3月期) 第1四半期 (自 2021年4月1日 第 47 期 (2022 年3月期) 第2四半期 (自 2021年7月1日 至 2021 年9月 30 日) 第 47 期 (2022 年3月期) 第3四半期 (自 2021 年 10 月 1日 至 2021 年 12 月 31 日)

3. 過年度の決算短信及び四半期決算短信への影響

上記の訂正により、第 43 期(2018 年3月期)通期、第 44 期(2019 年3月期)通期、第 45 期(2020 年3月期)第2四半期、第3四半期、通期、第 46 期(2021 年3月期)第1四半期、第2四半期、第3四半期、通期、第 47 期(2022 年3月期)第1四半期、第2四半期、第3四半期の連結財務諸表の数値の修正は行いませんが、本日付けで公表しております『(訂正)「2022 年3月期 決算短信[日本基準](連結)」の一部訂正について』の3. 訂正の内容【訂正後】(追加情報)(着信課金サービスにおける売上高及び売上原価について)と同様に連結損益計算書の売上高及び売上原価を構成する SDI の着信課金サービスの売上高及び売上原価には、正常でない取引に基づくものが含まれている可能性がある旨を「追加情報」として注記を行います。ただし、それぞれの連結会計年度や四半期連結累計期間毎の連結財務諸表の追加情報においては、該当する期間の連結損益計算書の売上高及び売上原価並びに SDI の着信課金サービスの売上高及び売上原価を記載いたします。